

平成31(2019)年度
福山平成大学外国人留学生
学生募集要項

福山平成大学

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

経営学科では、豊かな人間性にあふれ、考えの異なる人たちとも協調して、情報化やグローバル化への対応など時代の要請する企業経営上の、あるいは地域が直面している課題の解決に取り組み、地域の発展に貢献できるビジネスパーソンや産業人等の人材を育成します。そのために、次のような意欲と熱意をもった人を積極的に受け入れます。

1. 高等学校における学習内容を理解し、また、スポーツ・文化などの部活動あるいは生徒会活動、地域のボランティア、あるいは資格の取得などに主体的、積極的に取り組み、大学入学後も目的を持って主体的に学生生活を送ろうという意欲を持っている人。
2. 現代の企業の経営や地域の現状について関心があり、そういった問題をより深く理解するために、自ら進んで勉強し、継続した努力のできる人。
3. 将来、ビジネスパーソンや産業人、あるいは地域で活躍しようとして、経営関係分野の専門知識や技術の習得をめざしている人。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

経営学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げた人材の育成を目指している。初年次教育では、学科が目指す人材の育成を図るため、教養を深めるとともにビジネスパーソンとして活躍するために必要な基本的な資質・能力を涵養することを目的とする。そのうえで、資格取得に直結した科目、アクティブ・ラーニング型科目およびキャリア開発関係科目を含む専門教育を通して、ビジネスパーソンに必要とされる専門知識を幅広く修得、深める。さらに、専門ゼミナール、卒業論文の中で、情報化やグローバル化など経済・社会環境の変化に対応して、問題を発見、総合的に判断・解決する能力やプレゼンテーション能力の涵養を図る。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

経営学科では、以下に示した知識及び能力を身につけ、所定の単位を修めた者に対し、学士(経営学)の学位を授与する。

1. 多様な教養教育科目と専門教育科目を修得している。
2. ビジネスパーソンとして働くうえでの倫理観に基づき、問題を発見し解決する能力および情報を発信する能力を身につけている。
3. 他者と協調・協働して課題解決に取り組む能力やコミュニケーション能力を身につけている。
4. 情報通信技術の発達やグローバル化などの経済・社会環境の変化に対応し、複眼的視点から物事の本質を捉え総合的に意思決定を行い、企業および地域に貢献できる力を身につけている。

1. 募集人員

学部	学科	入学定員
経営学部	経営学科	若干名

2. 出願資格

下記の(1)(2)(3)に該当する者。

(1) 外国籍を有する者で下記の各号のいずれかに該当する者。

①外国において、学校教育における12年の課程を修了した者(2019年3月末までにこれに該当する見込みの者を含む)。

②外国において高等学校またはこれに対応する学校の課程(11年以上)を修了した者(当該国の大学入学資格を有する者)。

(2) 日本国際教育支援協会・国際交流基金による日本語能力試験のN1(1級)またはN2(2級)の認定を受けている者。または、上記能力に相当する日本語能力を有する者。

(3) 現在日本に在住している者。

3. 出願書類

(1) 出願書類

①願 書・・・・・・本学の所定様式による

②受 験 票・・・・・・本学の所定様式による

③本学への志望理由書・・・・・・本学の所定様式による

(2) 日本語能力認定書

日本国際教育支援協会が発行した、日本語能力試験のN1(1級)またはN2(2級)の認定書(写)。

または、上記能力に相当する日本語能力を有することを証明するものとして本学が認める書類。

※注 認定書(写)ではなく、証明書類の提出を希望する場合は、予め本学庶務課に対し連絡の上、本学が認める書類であることの認定を受けること。

(3) 日本留学試験結果通知書

日本学生支援機構による日本留学試験を受験した者は、その結果の通知書(写)。なお、選考の際に、その成績を考慮に入れる。

(4) 最終学歴(高等学校以上)の卒業証書(写)、卒業(修了)証明書(※注)、成績証明書 各1通

と日本での日本語学校の成績証明書、出席率証明書 各1通。(証明書発行先において、必ず厳封してあるもの。) ※注 日本語の訳文を添付すること。

(5) 健康診断書

出願3ヶ月以内に視力、色覚、結核およびその他の疾病等について保健所または、病院等の医師の証明した健康診断書(本学所定の様式による)。

(6) 身元保証書・・・・・・本学所定の様式による。

身元保証人は日本に在住している日本人(原則として広島県に在住している者)とし、本書類に「印鑑証明書」を添付すること。

なお、身元保証書には身元保証人の印鑑証明と同一の印を押印すること。

(7) 住民票(在留関連〔在留資格、外国人登録証明書番号など〕について、すべて記載されたもの)、または在留カード(写)〔表裏〕1通

(8) 検定料・・・10,000円

- ・入学検定料は、本学所定の振込依頼書で銀行振込とし、振込取組済証明書（大学提出用）を必ず振込取組証明書貼付用紙に貼付すること。
- ・既納の検定料は理由の如何にかかわらず返還しない。

(9) 出願書類提出先

- ・出願書類を郵送する場合は必ず「簡易書留」とし、出願期間内（必着）に郵送すること。
- ・出願書類を持参する場合《月～金：9：00～16：30 土：9：00～12：00》
- ・提出先 〒720-0001 広島県福山市御幸町上岩成正戸117-1
福山平成大学 外国人留学生入学試験係（庶務課）
TEL：084-972-5001（代）

4. 入学試験要項

日 程	A 日 程	B 日 程
出 願 期 間	平成30年10月18日(木)～11月1日(木) 必着	平成31年1月7日(月)～1月25日(金)
試 験 日	平成30年11月5日(月)	平成31年2月4日(月)
試 験 地	福 山 (福山平成大学)	
試 験 の 時 間 割	① 9：30～10：30 筆記試験(日本語) ② 10：40～ 面接試験	
選 考 方 法	筆記試験及び面接等の結果に基づいて総合的に選考する。	
合 格 発 表	平成30年11月10日(土)	平成31年2月9日(土)
	《本人宛に郵送にて通知する。(合格者のみ)》	
入 学 手 続 完 了 日	平成30年11月22日(木)	平成31年2月22日(金)
	合格者は、上記期日までに所定の納入金を納入し、その他の手続きを完了しなければならない。(所定の期日までに入学手続きをしない場合は、入学を許可しない。)	

5. 諸 納 入 金

平成31年度の入学金及び授業料の予定額は、次のとおり。

費目	時期	経 営 学 部	
		入学時納入金	後期納入金
入 学 金		165,000円	
授 業 料		320,000円	320,000円
小 計		485,000円	320,000円
学 友 会 費		5,000円	
合 計		490,000円	320,000円

※これは、日本人学生の入学金の50%、授業料の80%にあたる。

ただし大学が定める下記条件に満たない場合は、授業料の減免は行われなため、追加納入の必要がある。

授業料減免の条件

- ①「留学」の在留資格を保有または取得見込みの私費外国人留学生であること。
- ②仕送り額（入学金・授業料等を除く、本学からの仕送り額と在日扶養者の援助額の総額）の平均月額が9万円以下であること。
- ③扶養者の年収（在日扶養者及び本国の扶養者のそれぞれの年収）が500万円未満であること。

（注）後期納入金は、9月30日までに別途納入。

上記の授業料は減免された金額であるので、入学後、成績等が著しく悪い場合は、減免前の金額（前後期授業料合計：800,000円）になる。

6. 受験に関する注意事項

- (1) 試験当日に「受験票」を忘失した者は、直ちに庶務課に再発行を願い出ること。
- (2) 試験当日は午前9時までに、2号館1F事務局前に集合すること。
- (3) 試験開始時刻後の入場は原則として認めない。
- (4) 試験開始後30分以上経過しなければ退場を認めない。
- (5) 試験当日は、鉛筆および黒または青のペン（またはボールペン）を必ず持参すること。
- (6) 合格発表についての電話による問い合わせは一切応じない。
- (7) 諸納入金の納入は所定の期日を厳守すること。一度受理した書類、検定料は理由の如何を問わず返却しない。但し、諸納入金の納入後に入学を辞退する場合は平成31年3月25日(月)までに申し出た場合に限り、入学金を除いた額（授業料）を返還する。
- (8) 入学を辞退しようとする者は、入学辞退申出書を提出しなければならない。
なお、平成31年3月25日(月)までに入学の辞退を申し出、かつ、入学金を除いた諸納付金の返還を希望する者は、返還金の振り込み銀行名（〇〇銀行〇〇支店と明記）及び預金の種類（普通、当座の別）、口座番号、預金者名義人（フリガナを付す）を備考欄に付記すること。

7. 入学手続

合格者には、合格通知とともに入学手続書類（入学届、保証書、契約書、学生記録原票）を速達郵便で本人宛に送付する。

- (1) 合格者は、入学手続完了日までに所定の納入金を納入し、入学手続書類を提出すること。
- (2) 納入金は、原則として銀行窓口から振り込むこと。入学手続書類は速達で郵送すること。
- (3) 入学手続完了日までに入学手続を完了しない場合は、入学資格を失うことがある。
- (4) 入学後に、保証人が辞退したことが明らかになった場合は、新たな保証人を立てない限り、入学許可及び在学を取り消すことがある。

8. 奨学措置

- (1) 授業料減免制度について
本人の学業成績および経済的事情等を参考にして、若干名に授業料を減免することがある。
- (2) 奨学金制度について
本人の学業成績および経済的事業等を参考にして、若干の奨学金を与えることがある。
ただし、(1)・(2)については1年ごとに再審査して決定する。

9. 在留資格の変更、在留期間延長の手続き または入国の手続きについて

日本居住者が本学に入学を許可された場合の在留資格の変更、在留期間の延長は原則として本人が行う。本学が発行する書類が必要な場合には、本学に申し出ること。

10. 障害のある受験生への支援について

障害のある学生の受験及び入学後に必要となる支援については、相談窓口「学務部教務課」にお問い合わせください。

学務部教務課 TEL：084-972-5001（内線 2115）

※個人情報の取り扱いについて

本学では、出願時に収集した個人情報（住所・氏名・生年月日等）を、入学試験実施、合格発表、入学手続およびこれに付随する業務のためにのみ利用します。その際、当該個人情報の漏洩・流出・不正利用がないよう、必要かつ適切な管理を行います。